

佐賀型賃金 UP プロジェクト・多様な人材確保環境整備補助金
広報業務委託仕様書（案）

1 業務名

佐賀型賃金 UP プロジェクト・多様な人材確保環境整備補助金広報業務

2 目的

佐賀県産業人材課が実施する「佐賀型賃金 UP プロジェクト」において、生産性向上の取組に対する補助事業や無料相談窓口を設置して補助金申請書の作成支援等を行う専門家派遣等を実施することとしており、当該事業について、県内中小・小規模事業者に対して広く周知を行うことで、賃金引き上げに対する機運を高める。

【参考 1】「佐賀型賃金 UP プロジェクト」実施の背景

- 本県の有効求人倍率は依然高水準で推移を続けており、あらゆる業種において慢性的な人材不足の状況が続いている。
- 昨年 10 月 17 日から、県内最低賃金が 1 時間あたり 900 円から 956 円に改定された。
- 本県経済の持続的な発展・成長のためには、県内企業の収益力向上を図り、持続的な賃金の引き上げや人材確保、企業の成長といった好循環を生み出していく必要がある。
- 佐賀型賃金 UP 支援事業は、事業場内最低賃金を 5 %以上引き上げる県内中小・小規模事業者が実施する生産性向上の取組に必要な経費に対する補助を実施し、収益力向上を支援して賃金の引き上げを促進することを目的とする。
- 業務改善サポート支援事業は、厚生労働省の「業務改善助成金」により生産性向上に取り組んだ事業者の自己負担を軽減するため、県が上乗せ補助を実施し、賃金の引き上げを促進することを目的とする。
- 新事業チャレンジ支援事業は、売上が 10%以上または利益が 3 %以上減少している県内の従業員がいない事業者が実施する、生産性向上の取組に必要な経費に対する補助を実施し、収益力向上を支援することを目的とする。

【参考 2】「多様な人材確保環境整備補助金」実施の背景

- 原材料やエネルギー価格の高騰により、企業の経営は厳しい状況が続いているが、企業の人材不足も深刻になっており、女性、外国人、高齢者等の多様な人材が働きやすい職場環境の整備を行う必要がある。
- 多様な人材確保環境整備事業は、売上が 10%以上または利益が 3 %以上減少している県内中小・小規模事業者が実施する職場環境を改善する取組に必要な経費に対する補助を実施し、人材の確保及び定着を促進することを目的とする。

3 業務内容

当該プロジェクトを効果的に周知するために、テレビCM、新聞広告、ラジオ、SNS 広告等のメディア・手法を用いて総合的な広報活動を実施すること。

また、「生産性向上支援補助金」や「多様な人材確保環境整備補助金」を活用した事業者に対して取材を行うなど、事例集を作成すること。

なお、以下の内容を標準とするが、上記の目的をより効果的に達成するため、契約額の範囲内で業務内容を追加して提案しても差し支えないものとする。

(1) 広報計画の企画・立案

ア テレビCM、新聞広告、ラジオ、SNS 等を利用した総合的な広報計画の立案

発信メディアの選定及びそれぞれの発信頻度、発信期間等を計画立案すること。

なお、テレビCMは7月に限り計画し、令和7年4月及び同9月を周知強化期間とし、広報活動の実施を予定している。

また、新聞広告とは紙面掲載及び折込チラシによる広告を想定している。

イ 広報事例集の企画・制作

「生産性向上支援補助金」や「多様な人材確保環境整備補助金」を活用した事業者の中から、それぞれ4企業に対して取材依頼を行い、許諾を得て令和7年8月までに取材を行い、インタビュー記事を作成すること。(取材候補企業は県が選定する。)また、事業の実績について計画名一覧を作成し、インタビュー記事と併せて、県内事業者に対し、取組の見本となるような事例集として取りまとめ、事業者に配布できるような仕様とすること。

(ア) 内容については、各補助金の事業概要及び成果を掲載すること。掲載内容及びレイアウトは県と協議のうえ決定すること。

(イ) 文字原稿を含むすべての原稿(写真、地図、イラスト等含む)を制作すること。ただし、県が作成・提供するものは除く。

(ウ) デザイン及びレイアウト等の校正は原則3回以上行うこととする。校正作業は県が校了と判断するまでは行うものとする。

(エ) 成果物は、次の要件及び企画で納品すること。

- ・事例集の仕様は右開きのA4版8ページ(A3版二つ折り)、フルカラーとする。
- ・事例集の納品形態は紙版、版下データを保存したCD-R、ホームページに掲載可能な電子ファイルとすること。

ウ 広報準備から発信までのタイムラインの策定

- ・企画、コンテンツ作成、投げ込み等発信に至るまでの一連の流れを、各メディアごとにタイムラインを策定し、実行すること。

(2) 広報コンテンツの作成・プロデュース

(1) で策定したメディアの広報コンテンツを作成し、プロデュースすること。

- ・テレビCM、新聞広告、折込チラシ、SNS 広告、事例集等を作成・プロデュースする。
- ・広報コンテンツには、事業目的、事業概要、補助金申請期間・対象者、各種問い合わせ

せ先の情報を含むこと。

(3) 広報コンテンツの発信

(2) で作成した広報コンテンツを(1) で立案した計画に基づき発信すること。

(4) 事業実施の期間

ア 各補助金の実施期間については、以下の2期間に分けて実施することを想定する。

(ア) 佐賀型賃金UP支援事業、新事業チャレンジ支援事業

・令和7年3月下旬から令和7年4月下旬

(イ) 業務改善サポート支援事業(広報の発信は、9月30日まで)

・令和7年4月上旬から令和8年2月中旬

イ 佐賀型賃金UPプロジェクトについては、通年で実施することを想定する。(広報の発信は、9月30日まで)

4 業務実施体制

受託者は、業務の進捗確認を図るため、定期的に県と打合せを行うこと。なお、県と打合せを行った際は議事録を作成し、その都度県に提出すること。

5 実績報告

受託者は、以下に掲げる成果物等について、県に提出すること。なお、事業実績の報告及び事例集を除く各種制作物の納品期限は、令和7年10月31日までとし、事例集の納品期限は令和7年9月30日までとする。

(1) 完了報告書

受託者は、実施した広報の実績等を記した完了報告書を作成し、業務完了後速やかに県に提出すること。また、報告書には発信メディアごとの発信回数や期間、規格等を記載すること。

(2) 各種制作物

当業務で作成した広報物データ(Ai、写真、動画等)を県に提出すること。

5 委託契約期間

契約締結日から令和7年(2025年)10月31日まで

6 委託上限額

12,959,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

7 代金の支払い方法

完了払とする。ただし、受託者からの請求があれば委託料の2分の1の額を限度として前金払いを可能とする。

8 その他留意事項

- (1) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (2) 本委託業務の実施に当たっては、県と緊密な連携を取りながら進めるものとし、疑義が生じた場合は直ちに県と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本委託業務を実施するに当たり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託事業者において行うものとする。
- (4) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託事業者は自らの責任と負担において一切の対応を行なうものとする。
- (5) 受託者が本委託業務において制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等一切の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む）は県に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、県と協議するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議し、その指示に従うこと。